

令和7年度 高齢者用肺炎球菌ワクチン定期接種の実施について

日頃は、本町の予防接種業務にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成26年10月1日より、高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種が定期予防接種として位置づけられています。

対象者は接種日現在で65歳の方です。必ず接種日年齢の確認をお願いいたします。対象年齢以外の方は自費接種となります。

なお、ご承知のとおり高齢者肺炎球菌ワクチン接種者が5年以内に改めて接種した場合、重篤な副反応の危険がありますので、**健康手帳での接種歴の確認はもとより、以前に任意での接種歴がないかの確認**について、ご配慮賜りますようお願い申し上げます。

次の書類をダウンロードしご利用くださるようお願いいたします。

- 1.令和7年度高齢者用肺炎球菌予防接種実施要領
- 2.予防接種費用免除(無料)の取り扱いについて(別紙)
- 3.請求書及び被接種者名簿(請求明細書)
- 4.高齢者用肺炎球菌予防接種の注意事項

※ **高齢者肺炎球菌予防接種予診票、接種済証、および2、4は対象者に送付し**

ます。接種費用の請求につきましては、月毎に取りまとめのうえ、3及び、予診票、介護保険料の通知書コピー、免除承認書もしくは介護保険における負担限度額認定証コピー、(自己負担金免除対象者のみ)を揃えて、翌月10日までに下記送付先まで提出してください。

注) 接種の際には年齢(接種日現在65歳) 住所(住民登録)の確認をお願いします。

接種料金は8,200円(ワクチン代、税込み)です。

自己負担金2,000円を徴収し、請求額から差し引いてください。

※生活保護世帯もしくは町民税非課税世帯で、介護保険料の通知書コピー、免除承認書、介護保険における負担限度額認定証コピーいずれかを持参の者は自己負担無料です。

送付先

〒766-0015

仲多度郡まんのう町長尾501番地1

かりん健康センター内

まんのう町役場 健康増進課

電話 (0877)73-0126